

〈祈りのために〉

「エサウは走って来てヤコブを迎え、抱き締め、首を抱えて口づけし、共に泣いた。」

(創世記33章4節)

平和な世界を誰もが願っていながら、人間の歴史の中で戦争が絶えることはありませんでした。戦争は何も生み出しません。「国破れて山河あり」と詩に歌われているように、人と人、民と民との憎しみも、栄華を求めての必死の努力も、結局はつわものどもの夢の跡に過ぎず、永遠なるもの前にははかないものでしかありません。こうして戦争を引き起こした人々のことが忘れられてゆくのに対し、いつまでも心に残ってゆくのは人と人との愛の姿です。ですから今、はるか昔の出来事の中から、憎みあっていた兄弟が和解した話に注目したいのです。

エサウとヤコブは双子の兄弟で、しかも20年間かたき同士でありました。ヤコブが、父祖から伝えられた神聖な祝福を奪い取ってしまったため、怒り狂ったエサウに殺されそうになり、逃亡した話はよく知られています。ヤコブは父と兄をだましましたが、聖書は、一杯のスープのために長子の特権を売ってしまうようなエサウにこそ、厳しい目を向けています。神に選ばれたヤコブ、これに対しエサウは不信仰で、神に棄てられた者だと考えられてきました。しかし弟と再び巡り合った時のエサウは何と高貴な光に包まれていることでしょうか。聖書はエサウの罪を断罪しながらも、彼のなした愛のわざを忘れてはいません。兄弟の和解の当事者となって聖書に記された、その一つのことだけで、エサウの人生は無駄ではなかったといえます。

ヤコブは七たび地にひれ伏して兄に近づいて行きました。彼はそこに兄への謝罪と和解への願いをこめたのです。すると、全く思いがけなくも、エサウは走り寄って来て弟を抱き、口づけし、あとは涙……でした。エサウのこの姿は、主イエスのたとえ話で、放蕩息子を迎えた父親の姿をほうふつとさせるものです。ヤコブは予想も出来なかった事態の展開の中で、ここに神が介入されている事実を認めます。「兄上のお顔は、わたしには神の御顔のように見えます」(10節)という不思議な言葉は、兄を神のように持ち上げているのではなく、神こそが憎みあっていた自分たち兄弟を和解させて下さったことを言っているのです。

もちろん神の祝福のにない手として立てられたヤコブと、信仰を失っていったエサウの間には厳然とした違いがあり、この点をあいまいにしたまま二人が一緒になってしまうことはありませんでした。ヤコブは祭壇を建てて、イスラエルの神なる神を呼びましたが(20節)、エサウにそのようなものはありません。しかしながら神を信じる者が、そうでない者を通してみこころに触れることもあるのです。神のご支配の中で両者は兄弟であり、私たちは神が人と人との押さえがたい憎しみを溶かして、和解と平和をもたらして下さることを信じて良いのです。エサウとヤコブの和解がこれから世界中で起こって行くことを切に願います。

〈祈り〉主なる神様。あなたは人の心に平和を呼びおこす方であられます。どうか罪を赦され神の子とされた私たちが、隣人と共に平和な世界を築いて行くことが出来ますように。

井上 豊(広島長束教会牧師、大会靖国神社問題特別委員会委員)

「昭和の日」に戦争責任について考える

栗田英昭

靖国神社問題特別委員会では、4月29日の昭和の日を「4・29戦争責任を覚える日」（昭和の日）としている。

日本人の死者300万人、日本以外のアジア各国の死者は合わせて2000万人といわれる戦争の責任を考える場合、少なくとも三つのことを考える必要がある。①どのような責任なのか。②誰の責任なのか。③誰に対する責任なのか。

①は、さらに三つに分かれる。すなわち、(①-1) 法的な責任、(①-2) 道義上の責任（倫理的・社会的・人道的責任）、(①-3) 霊的な責任（宗教的責任）である。法的な責任(①-1)はなくても、道義的な責任(①-2)、宗教的な責任(①-3)が在るということも多くあるし、複合的な責任があるということもある。

②戦争責任は誰にあるのか、ということに関しては、国家であるとか、天皇であるとか、国民全員であるとか、教会であるとか、色々な主体が考えられるが、昭和の日に、「戦争責任を覚える」ということは、何よりも教会の戦争責任を覚えるということである。

戦争責任は誰にあるのか、という問いに対して、教会にも戦争責任があるということを経済学は明確に告白した。教会は、一部を例外として、全体で国家の戦争遂行に協力したのだから、教会にも戦争責任があるという戦争責任告白は、正直な告白といえる。人間が罪を犯すのは、神のせいだとか、環境のせいだとかいう人がいるが、戦争の責任を、ただ日本国家のせいだとか、連合国のせいだとか、天皇のせいだとか、あるいは問題に気付かなかつたとか、知らなかつたなどということと言っても、主体である教会の責任が免除されることはありえない。

それでは、③誰に対する責任なのだろうか。他者に対する責任としては、国家ならば、侵略した他国に対する、また他国の被害者に対しての責任、教会ならば、神社参拝を強制した他国のキリスト教会に対する道義的責任、また主なる神に対する霊的責任ということになる。

教会は一つの主体として戦争責任をあいまいにはいけないということを経済学したが、主体としての昭和天皇の戦争責任についてはどうであろうか。明治憲法における天皇は、「人心帰一の機軸」であり「国民精神の収攬場所」として位置づけられていた。そして、大日本帝国憲法第3条には、「天皇は神聖にして侵すべからず」とあり、何に関しても責任はない（法的には無答責）とされていた。しかし、戦争中の昭和天皇は、独立した個人として、政治的人間=歴史の動力となるもの（加藤陽子著『昭和天皇と戦争の世紀』講談社2011年を参照）であったと言わざるを得ない。敗戦後、国内法においても国際法においても、天皇の戦争責任が法的に問われることはなかつた。それはGHQの政治的な判断の結果であり、天皇に道義的・社会的・人道的責任がないとは言えない。天皇に責任がある一つの実例を挙げれば、天皇の聖断によって終戦となったのだが、それ以前に幾度か戦争終結の機会があった。この聖断の遅れによって、犠牲や被害が非常に拡大した、という事実がある。もっと早く聖断を下していれば、犠牲や被害もはるかに少なく済んだことは明らかになっている。（多摩ニュータウン永山伝道所牧師 大会靖国神社問題特別委員会委員）

読書案内：「**天皇と宗教**」第2部 山口輝臣著（天皇の歴史第9巻）

歴史学者が綴る「**天皇制と天皇家**」…靖国護持派が描くそれとは異なる…

尾谷則昭（南浦和教会長老、大会靖国神社問題特別委員会委員）

「今憲法ノ制定セラルハニ方テハ先ツ我國ノ機軸ヲ求メ、我國ノ機軸ハ何ナリヤト云フ事ヲ確定セサルヘカラス。……抑々、歐洲ニ於テハ憲法政治ノ萌セル事千餘年、獨リ人民ノ此制度ニ習熟セルノミナラス、又タ宗教ナル者アリテ之カ機軸ヲ爲シ、深く人心ニ浸潤シテ、人心此ニ歸一セリ。然ルニ我國ニ在テハ宗教ナル者其力微弱ニシテ、一モ國家ノ機軸タルヘキモノナシ。佛教ハ一タヒ隆盛ノ勢ヲ張り、上下ノ人心ヲ繫キタルモ、今日ニ至テハ已ニ衰替ニ傾キタリ。神道ハ祖宗ノ遺訓ニ基キ之ヲ祖述スト雖、宗教トシテ人心ヲ歸向セシムルノ力ニ乏シ。我國ニ在テ機軸トスヘキハ、獨リ皇室アルノミ。」

伊藤博文枢密院議長による（明治）憲法起案の大綱には、欧州諸国が道徳的「機軸」として「宗教」を持つのに対し、我が国ではその力が弱いために、「皇室」に「機軸」を求めたことが明解に記されている。

それ以前は法を超える存在とされた天皇（天子）は、徳川家康が金地院崇伝に命じて1615年に起草させた「禁中並公家中諸法度」によって、法の下に規定されることとなった。そして、明治維新をリードした伊藤博文はその天皇を「国の機軸」と位置付けた。以降、大日本帝国憲法の下で、明治、大正、昭和天皇へと皇位は継承され、日本は15年戦争へと突き進み、敗戦した。GHQ占領下で日本国憲法が制定され、昭和天皇はマッカーサーの意向で戦犯とされることなく“象徴天皇”として在位し続け、現昭仁天皇がそれを継いだ。

島根の田舎で育った私にとって、天皇は「客殿」と呼ぶ母屋の前庭に面した部屋に飾られた、額入りの皇室一家の写真の中に存在した。キリスト教と出会い、靖国闘争の中で「天皇制」について多くのことを学んだ。従って、その「天皇制」は伊藤博文が明治憲法の機軸に据えた以降のもので、別格官幣社靖国神社と表裏の関係にあった天皇制といえる。山口輝臣が記述する

「天皇と宗教」は19世紀以降を扱うので、ヤスクニとは無縁の「禁中」にある天子（天皇）も指し示す。一読して気付くのは、明治憲法下で「機軸」に据えられる以前の天皇家は無謬の「万世一系」や「統帥権」の威厳からは程遠い、人間臭さの抜けない、仏寺と深い関係の中にある皇室であったということである。時代を追って「天皇と宗教」を概観しておこう。

19～20世紀：江戸から明治へと時代が変わる中で、天皇制は大きく変革させられる。天皇のサポーターとしての本居宣長、水戸学、国体と尊王論の出現、復古を勝ち取った光格天皇、攘夷を寺社に祈る光明天皇、明治維新、天皇家における神仏分離、宮中三殿、仏教との復縁。今日に繋がる「宗教」という言葉は明治維新以前には用例のない言葉であり、幕末の外交交渉の過程で訳出された、まだ150年の歴史しか持たない和製漢語である。さらに条約交渉では、西洋では外交と信教は切り離せないのみならず、信教の自由が普遍的な原則とされていることを無視できなかった。「宗教軋轢」、キリスト教の黙許から公許、管長制、皇室を憲法の機軸とする（上述）、教育勅語、皇室令、明治天皇大葬等が記述される。

天皇家の宗教：皇族の葬儀、貞明皇后の信心、法華経・神ながらの道。天皇家は神道的な儀礼を非宗教として行い、仏教を宗教として信仰出来た。

20世紀前半：国体の時代、天皇制 vs 国体、2.26事件と国体争奪、国体護持を条件にポツダム宣言を受諾。三種の神器が国体の象徴、昭和天皇はそれを護持し得たと終戦の詔書に記す。

20世紀後半：神道指令、国体に替わる用語「天皇制」、象徴天皇制とそれを是認する「作法」の定着。この書は歴史学者の目を通して、**天皇と日本史を問い直す力作であり、靖国史観が特異であることを気付かせてくれる。**その上で、**天皇制をどうするのか、主権者である我々は問われている。**

<ヤスクニ・ニュース>

2012年1月21日、朝日新聞は、一面トップで「靖国合祀 国が指導」と報道したが、新たにBC級戦犯合祀の証拠が出てきた。「戦争裁判参考資料 法務関係業務処理要綱（一、二復共同研究）」である。戦犯関係ということで法務省に移管され、法務省の文書として保管されている。「一復」とは、旧陸軍を引き継いだ復員関係の厚生省組織であり、「二復」とは、旧海軍を引き継いだ組織であり、そこで検討され実施に移されたということである。

「昭和27年度戦犯関係事項処理要領」では、「4 刑死者の靖国神社の合祀問題の検討」として「暫く情勢、輿論の動向を見る。靖国神社の定款に関係あり、神社の性格如何に據る。本年度内に各地方毎に行う予定の慰霊祭の際、一緒に祀って貰う様にする（通牒を各地方に出す）等々。

「昭和28年度法調関係業務要旨」では、「ケ 刑死者の慰霊は輿論の動向に注意して先ず地方的に戦没者の慰霊に合同して行う如くし 時機を見て靖国神社への合祀を図る」とある。

「昭和29年法務関係業務要旨」においては、「7 刑死者の慰霊は最終的には『靖国神社への合祀』を目標とし 輿論の動向と公的援護面進展の状況に応じ 順を追うて無理なく措置する。」と、明確に合祀目標を掲げている。

1952年のサンフランシスコ条約後、占領の終了を待ちに待ち、占領に終止符が打たれるや否や、厚生省に鞍替えした旧陸軍・海軍の一・二復は、旧軍人軍属のあらゆる位置を元に戻そうとして、二日後の4月30日には、BC級戦犯の靖国合祀を目標に掲げ、軍人軍属を対象とした「戦傷病者戦没者遺族等援護法」を交付した。しかし、旧

植民地出身者は除外された。さらに翌年恩給法を改正して、廃止していた軍人恩給を復活させた。

1954年、BC級戦犯者の合祀方針を決定した厚生省は、1956年には「靖国神社合祀協力」通知を出し、3年間で靖国合祀にメドをつけるとし、公然と全面的に合祀に乗り出した。そうして旧植民地出身者の合祀、A級戦犯の合祀へと続いた。1959年は、韓国人等旧植民地出身者の合祀も行った。

（「ノー！ハプサ」ニュースより転載）

<各中会2012年度 靖国委員会委員名簿>

- ☆ 北海道中会「ヤスクニ問題委員会」
委員長：古賀清敬 大倉薫 千葉保 蔦真（札幌北一条） 大和田眞理子（札幌豊平） 高橋正造（札幌発寒）
- ☆ 東京中会「靖国神社問題特別委員会」
委員長：栗田英昭、書記：金田聖治、会計：大橋亘（大和） 濱田京子、小塩海平（東京告白）
- ☆ 近畿中会「教会と国家に関する委員会」
委員長：福井重蔵、書記：井上豊、
会計：音在静子（宝塚売布）、小林正（高槻）
- ☆ 九州中会「ヤスクニ問題特別委員会」
委員長：島田善次 書記：川越弘 会計：上西諭造（小倉）

<編集を終えて>

プロテスタント宣教を開始して140年になるが、日本の教会はいまだに公会定規で成文化されなかった三箇条を克復出来ていない。これはキリストを王と告白する信仰の根本的な戦いである。教会の最も良き伝統は、真理のために血を流すことではなかったかと、洗礼を受けた時に語られた非キリスト者の言葉が 痛々しく心に響いている。靖国問題に信仰をもって戦うことは、日本における教会を真実に建て上げることに他ならない。(k)

687号 ヤスクニ通信 2012年4月8日
発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会
発行人 加藤正勝 編集人 川越弘
印刷・発行 栗田英昭
(多摩ニュータウン永山伝道所)
〒206-0025 東京都多摩市永山1-16-11
TEL&FAX 042-376-9514